

第32回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年2月20日

岩泉町農業委員会

第32回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年2月20日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画に係る意見決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（6名）

1番 早川ケン子 委員
3番 工藤 幸雄 委員
6番 佐藤 安美 委員

2番 三田地泰正 委員
4番 武田 健 委員
7番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（2名）

立花 春男 委員

川端 光江 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二
副 主 幹 菊地 利明

局長補佐 佐々木忠明

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第32回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、2番、三田地泰正委員にお願いしたいと思っております。三田地委員、よろしくお願ひします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第32回の総会ということで、ご案内いたしましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第1号から第5号まであるわけですが、皆さんの忌憚ない意見を頂戴しながら、審議してまいりたいと思っております。

マスタープランの関係につきましては、今集計を取っているようでございますが、具体的には活動につきましてまた令和2年からの活動になろうかと思っておりますけれども、その準備等にこれから入ってくると思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条によりまして、会長が議長となり、議事を進行することとなっております。以降の進行につきましては、合砂会長をお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいま6名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第32回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に4番、武田委員、6番、佐藤委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に菊地副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、売買による農地の取得に関するもの2件でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは説明いたします。

1ページをお開き願います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に

積は※m²です。耕作者は※※※※さんで、耕作状況は野菜類となっています。移転の事由、譲受人は経営規模拡大のため農地を取得する、譲渡人は耕作希望者へ農地を譲り渡す。契約の内容は、売買による所有権移転です。経営の状況は記載のとおりです。

当該案件について補足説明いたします。本件の譲受人と譲渡人による農地の売買については、令和元年12月開催の第30回農業委員会総会において、※※※※※※※※※の畑についてご審議いただき、議決されております。今般隣接の※※※※※※※※※の畑についても以前から譲受人が耕作しており、当初から所有権移転を予定していた農地でありましたが、12月開催の第30回農業委員会総会への申請が漏れていたということで、今回これで申請がされたものであります。

次に、4ページを御覧願います。許可基準審査票です。1の当事者の氏名、2の移転事実の関係の内容、3の移動する権利の種類は記載のとおりです。

続きまして、農地法第3条第2項の審査内容ですが、第1号につきましては農地として利用することから、不耕作目的による権利取得に該当しないため問題ありません。

第2号は、法人ではないため該当しません。

第3号は、信託の引受ではないため該当しません。

第4号につきましては、専業従事者2名で、野菜類の作付計画を確認しており、従事日数は十分に確保できると判断しましたので、問題ありません。

第5号は、既に10a以上の農地を所有しており、下限面積の基準を満たしているため、問題はございません。

第6号は、所有権を有するための売買であるため該当しません。

第7号につきましては、地域の農業者であり、地域と協力して効率的に営農することとしているため問題ありません。

よって、農地法第3条第2項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

5ページには現況図を添付しております。

現地確認は、2月12日に農業委員の佐藤安美委員にお願いして実施しており、申請内容、営農計画は問題ないとのことご意見を頂戴しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、工藤委員。

3番工藤委員 質疑というか、こっちの譲受人は高齢者だが、跡取りというか、後継

者はいるのですか。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 お答えいたします。

審議番号1の※※さんについては、同居の息子さんがおられますので。

あと、※※さんについては、同居の家族は奥さんだけですが、息子さんが県外におられまして、そちらもおいおい家のほうの面倒も見るような形になるということでお聞きしているところでございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、個人の一般住宅建築に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、個人の農家住宅建築に関するもの1件、携帯電話無線基地局建設工事に伴う作業場等の一時転用に関するもの1件、合計2件となります。

詳細につきましては、担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。

11ページをお開き願います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求めます。令和2年2月20日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1、申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※※※、※※※※。譲渡人、※※※※※※※※※※※※、※※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※の1筆です。台帳地目は田で、面積は※m²です。耕作の状況は、不耕作です。転用の事由ですが、農家住宅建築のための永久転用です。契約の内容は、売買です。施設の内訳は、居宅が※※m²、駐車場等が※m²、物置、農作業スペースが※m²の合計※※m²です。

なお、当該農地は農業振興地域内の農用地でありましたが、令和2年2月7日付の公告により農用地区域から除外されております。

次に、12ページをお開きください。審議番号1の許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は記載のとおりです。

5の用地選定の当否ですが、申請地は農業振興地域ですが、農用地区域外であり、

議 長 次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
2番、三田地委員。

2番三田地委員 確認だけども、この譲受人の※※、名前が審査票と違うようだ。
どっちが本当なの。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 大変失礼いたしました。許可審査票の※※さんが正しくて、議案のほう
がちよっと※※になってしまっていました。大変失礼いたしました。おわびして訂
正させていただきます。

2番三田地委員 ※※のほうが。

菊地副主幹 はい。大変失礼いたしました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を終わります。
これから議案第3号を採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり
決定いたしました。

◎議案第4号

月20日から令和8年2月19日までの6年間です。地域集積協力金の交付対象となる農地の貸付期間は6年以上であり、かつ個人に対する協力金の交付対象となるためには10年間以上となっています。よって、審議番号2番は地域集積協力金だけの交付対象農地のため、6年間の期間で貸付契約することになったものです。

26ページから27ページに位置図を添付しています。

続きまして、同じく20ページ、審議番号3、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※。利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※、田、※m²。利用内容は、水田として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和12年2月19日までの10年間です。

なお、この方はリタイアする方ではありませんので、個人に対する協力金の交付対象にはなりません。ご本人の希望により10年間の貸付期間になったものです。

28ページに位置図を添付しております。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。審議番号4、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※。利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※、田、※※m²、同じく※※※※、田、※※m²、同じく※番、田、※※m²、同じく※番、田、※※m²、計4筆で※※m²。利用内容は、水田として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和12年2月19日までの10年間です。

29ページに位置図を添付しています。

続きまして、21ページです。審議番号5、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※。利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※、※※番、田、※※m²。利用内容は、水田として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和8年2月19日までの6年間です。

30ページに位置図を添付しています。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。審議番号6、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※m。利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※、田、※※m²、同じく※※番、田、※※m²、計2筆で※※m²。利用内容は、水田として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和8年2月19日までの6年間です。

31ページに位置図を添付しています。

続きまして、審議番号7、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※、畑、※※m²、同じく※※、畑、※※m²、同じく※※※※、畑、※※m²、計3筆で※※※m²。利用内容は、普通畑として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和8年2月19日までの6年間です。

32ページに位置図を添付しています。

恐れ入ります。23ページをお開き願います。審議番号8、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※※。利用権を設定する土地の

所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※、畑、※※㎡、※※※、畑、※㎡、同じく※※※、畑、※㎡、計3筆で※※㎡。利用内容は、普通畑として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和8年2月19日までの6年間です。

33ページに位置図を添付しております。

続きまして、審議番号9、貸手の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※。利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、※※※※※※※※※※※※、田、※㎡、同じく※※※、田、※㎡、同じく※※※※、田、※※㎡、同じく※※※、田、※㎡、同じく※※※、田、※※㎡、同じく※※※、田、※※㎡、※※※※※※※※※※、畑、※※㎡、同じく※※、畑、※※㎡、計8筆で※※㎡。利用内容は、水田または飼料畑として利用。利用権の種類は、使用貸借権。期間は、令和2年2月20日から令和12年2月19日までの10年間です。

34ページに位置図を添付しております。

以上で議案第4号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これから議案第4号を採決いたします。
議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 農用地利用集積計画に係る意見決定については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第5号

議 長 それでは、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見決定については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 事務局からでございますが、次回の総会日程でございます。3月24日の火曜日、午前10時から分庁舎の第1会議室で予定してございます。よろしく願いいたします。

2点目、菊地のほうからございますので、よろしく申し上げます。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 資料、1枚物の表、農地中間管理機構利用状況調査という1枚物がございます。こちらについて若干ご説明させていただきます。

12月の末に町内の農家の皆さんに農地に関する機構利用状況調査を配付して、回収しているところでございますが、その回収状況についてご説明いたします。表につきましては、今人・農地プラン、マスタープラン、岩泉町10プランありまして、プランごとの回収状況、こちらはプランの実質化の判断の要件の中で、回答率が人ではなくて耕地面積に対する回答面積でパーセントを判断するということなので、この表については耕地面積、回答面積、そこから回答率を表示しているところでございます。

数字については、プランごとの合計欄を見ていただくと、記載のとおりでございますが、人・農地プランの実質化の取組に当たりまして、ここの回答率、まず50%というところを目指すといえますか、そこをクリアするというのが条件となっております。超えている地区もありますが、地区で申し上げますと一ツ苗代、あとは安家、小川、大川、この辺りがあともう一息というところでございます。推進委員さんにもお願いしたところですが、今農林水産課のほうでも個別に未提出の農家さんで耕作農地が大きいような方に直接電話などもしたりして提出を求めて、何とか50%を超えたいなというようなところでございます。

あと、表の中で広域地域農業マスタープランの岸、中島とか、空欄になっており

ますが、こちらは以前にアンケート調査などを先行して実施していた地区でございます、今その部分を集計中なので、この表にはまだ反映されておりませんが、恐らくここに数字が入ってくれば、この地域は50%はこのプランでは超える見込みということで確認しているところでございます。

まず、いずれ今年度の工程表では、アンケート調査を実施して回収して、それらを集計するということ、令和2年度においては各地域に入って座談会、地域での話し合いを行いまして、プランの実質化、公表ということは令和2年度でということでの工程表になっているということでご説明させていただきます。

以上であります。

議長 事務局からは以上です。

今までのことについて、何かご質問なりご意見ございませんか。

三田地委員。

2番三田地委員 耕地面積だとか、その単位は何。

菊地副主幹 平方メートル。

こちらの数字は、昨日の段階での数字を反映しておりましたので、これからも個別に50%を超えていない地区については、農家さんに声かけたりして回収率を何とかクリアしたいなということで、今農林水産課と一緒に取り組んでいるところでございます。

議長 工藤委員。

3番工藤委員 アンケートを提出しないときは、農業委員で回収するというのはこれだったのだ。

菊地副主幹 1月10日がたしか提出期限ということで各農家さんにご案内しまして、その後それを過ぎて未提出の方をリストアップして、それにつきましては推進委員さんのほうにリストをお配りして、訪問等をして声かけをお願いしますということでおらせていただいております。

それでもちょっとまだなところは、個別に今、特にも耕地面積を多く所有しているような方を中心に、直接電話するなりしてコンタクトを取っているというところでございます。

3番工藤委員 分かりました。

議長 菊地副主幹。

菊地副主幹 この後、総会が終わりましたから、後からご通知申し上げました農業者年金のほうの加入推進会議を用意しておりましたので、引き続きよろしくお願いたします。

議長 皆さんからなければ、私のほうから一言お願いをしておきます。

実は、昨日、おとといと、会長研修があつて行ってきたわけですが、その中で、岩手県ではないわけですが、最近全国で農業委員会の不祥事というのが起きているということです。農業委員、事務局職員等の不祥事。主な内容としては、書類が途中で紛失したとか、あと飲酒運転、例えば何かの会合で昼からお酒を飲むとか、そういうこともあるということでありまして、あとは便宜を図ってお金を頂いたりという不祥事も出ているということですので、その点については十分注意をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で第32回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時52分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月20日

岩泉町農業委員会長

署名委員 4番

署名委員 6番